

## 日本心臓病学会 禁煙宣言

喫煙は、心臓病をはじめとする循環器疾患や呼吸器疾患、がんなど多くの疾患の重大な危険因子であり、ほぼ全ての臓器に影響して死亡リスクを増大させる。我が国では年間約13万人が喫煙により死亡すると試算されている。さらに喫煙の健康被害は、喫煙者のみならず受動喫煙に曝される非喫煙者においても深刻である。禁煙および受動喫煙の防止はこれらの健康被害に対する最も有効かつ根本的な予防手段である。

世界180か国とともに我が国においても「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC：2005年2月発効）」が批准され、近年、公共施設、公共交通機関などの禁煙化が進んでいる。日本心臓病学会は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、禁煙推進学術ネットワークの諸学会とともに我が国における国際基準に適合する喫煙対策、特に受動喫煙対策の徹底を関係各機関に求めて来た。しかし飲食店・宿泊施設などの屋内喫煙の規制は未だ十分とは言えず、また、加熱式たばこの登場により受動喫煙対策に一部混乱が生じている。

このような社会情勢を踏まえ、日本心臓病学会は以下に掲げる基本方針の誠実な実行を通じて、次世代に向けて喫煙・受動喫煙対策を徹底することをここに宣言する。

1. 日本心臓病学会会員は、喫煙・受動喫煙対策の模範を示すべく、自ら禁煙を徹底し、加熱式たばこを含むあらゆるたばこ製品を使用しない。
2. 日本心臓病学会会員は、自らが診療を行う施設を敷地内完全禁煙とし、患者への積極的な禁煙指導を実践すると同時に、職員、学生、一般市民への禁煙啓発活動を推進する。
3. 日本心臓病学会は、各年の学術集會会場における完全禁煙を徹底し、関連学術講演会や市民公開講座などの会場施設を敷地内完全禁煙とするよう努め、合わせて喫煙・受動喫煙対策に資するイベント・企画などを積極的に実施する。
4. 日本心臓病学会は、禁煙推進学術ネットワークをはじめ禁煙関連学会・団体などと連携して喫煙・受動喫煙対策を行うと同時に、関連法案も含めた社会環境の整備に向けて、関係各方面への積極的な働きかけを行う。

2018年1月29日

一般社団法人日本心臓病学会  
代表理事 代田 浩之  
禁煙推進委員会  
委員長 長谷部 直幸